

富士宮市白糸会館使用方法

(使用制限)

使用できる方は、原則として、白糸地区の方またはその関係団体および公共団体に限ります。

営利目的、特定の政党の利害、宗教など支持や支援する目的での使用はできません。

(使用許可申請)

白糸会館を使用する方は、事前に「白糸会館使用許可申請書」を白糸出張所に提出し、使用許可を受けてください。

(使用上の注意)

使用の際は、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 貸館については、9:00から21:00とします。21:00には、終了するようにしてください。
- (2) 許可を受けた部屋以外に立ち入らないようにしてください。
- (3) 使用終了後、モップなどで清掃し、机など元の位置に戻してください。
- (4) 窓等の戸締りをし、施錠を行ってください。
- (5) 照明の消し忘れには、注意してください。
- (6) 調理器具、電気炉等を使用した場合、使用後の温度低下を確認してください。
- (7) 使用終了の際は、使用報告書の確認事項をチェックし、活動内容等を記入してください。
- (8) 公共施設の敷地内は、禁煙です。駐車場を含む施設敷地内での喫煙は、できません。
- (9) 火器の使用は、できません。
- (10) 飲酒は、できません。
- (11) 別紙の「新型コロナウイルス対策」を確認し、順守してください。

(昼間使用の場合)

- (1) 出張所の窓口で使用する会議室等のカギ等を受け取り、使用後は、返却してください。

外部へのカギの持ち出しは、できません。

(夜間・休日使用の場合)

- (1) 夜間・休日使用の場合は、前日または休日前営業日の17:00までにカギ等を出張所まで受け取りに来てください。返却は、翌日または、翌営業日のいずれかの午前中に出張所までお願いします。
- (2) 夜間・休日使用の場合は、必ず会館出入り口の施錠解除後のセキュリティ監視システムの解除をしてください。使用後は、セキュリティ監視システムを作動させ、出入り口の施錠をしてください。
- (3) 2団体以上が夜間使用する場合は、最後の会館を出る団体の責任者がセキュリティ監視システムの作動、出入り口の施錠を行ってください。

(使用禁止とする場合)

上記の内容に反した団体については、使用禁止とします。